二　法第三十条の十八の四第一項第二号ロに規定する機能　在宅患者の病状が急変した場合に入院させるための病床を確保し、地域における退院支援に関する取決めを行うとともに、地域連携クリティカルパスへ参加し、また、入院中の患者について、退院後の在宅医療を担当する医師等との情報の共有並びに当該医師等による退院後の在宅での療養上必要な説明及び指導を行う機能

三　法第三十条の十八の四第一項第二号ハに規定する機能　在宅医療を提供する機能（他の病院又は診療所と相互に連携して確保する場合を含む。）

四　法第三十条の十八の四第一項第二号ニに規定する機能　介護サービスその他医療と密接に関連するサービスを提供する事業者と連携して医療を提供する機能

第四　法第三十条の十八の四第一項第二号に規定する機能の有無及びその内容に関する事項

一　法第三十条の十八の四第一項第二号イに規定する機能に関する事項（イについては、他の病院又は診療所と相互に連携して確保する場合を含む。）

イ　通常の診療時間以外の時間に診療を行う体制の確保状況

ロ　通常の診療時間以外の時間の対応に係る社会保険診療報酬として厚生労働大臣が定めるものの算定状況

二　法第三十条の十八の四第一項第二号ロに規定する機能に関する事項（イについては、他の病院又は診療所と相互に連携して確保する場合を含む。）

イ　在宅患者の病状が急変した場合に入院させるための病床の確保状況

ロ　入院時の情報共有に係る社会保険診療報酬として厚生労働大臣が定めるものの算定状況

ハ　地域における退院支援に関する取決め又は地域連携クリティカルパスへの参加状況

ニ　退院時の情報共有又は共同での指導に係る社会保険診療報酬として厚生労働大臣が定めるものの算定状況

ホ　特定機能病院、地域医療支援病院又は紹介受診重点医療機関から紹介状により紹介を受けた外来患者の数

三　法第三十条の十八の四第一項第二号ハに規定する機能に関する事項（イについては、他の病院又は診療所と相互に連携して確保する場合を含む。）

イ　在宅医療を提供する体制の確保状況

ロ　訪問診療、往診又は訪問看護に係る社会保険診療報酬として厚生労働大臣が定めるものの算定状況

ハ　訪問看護サービスの提供に際する指示に係る社会保険診療報酬として厚生労働大臣が定めるものの算定状況

ニ　在宅における看取りに係る社会保険診療報酬として厚生労働大臣が定めるものの算定状況

四　法第三十条の十八の四第一項第二号ニに規定する機能に関する事項

イ　介護サービスその他医療と密接に関連するサービスを提供する事業者と連携して医療を提供する体制の確保状況

ロ　介護保険法第七条第五項に規定する介護支援専門員その他の医療と密接に関連するサービスを提供する者への情報の共有又は共同で指導を行った場合に係る社会保険診療報酬として厚生労働大臣が定めるものの算定状況